

鳥取市からのお知らせ

令和6年2月23日

令和6年4月から地区公民館の使用方法が一部変更となります！

鳥取市では、地区公民館を地域コミュニティ活動と生涯学習の拠点として活用をいただいているところですが、地区公民館をより幅広いニーズに柔軟に定める施設とすることで、地域の活性化、生涯学習事業の充実等につなげることや、福祉、防災などの地域課題の解決等が図られるように、使用方法を見直しましたのでお知らせします。

この見直しによって、複数地区での合同事業の開催や、民間事業者等への貸出、営利活動など、新しいニーズに定めることができ、地区公民館を拠点として、地域の皆さんがこれまで以上に多様な主体とつながることで、地域課題の解決や新たな魅力を創出することを期待しています。

< 主な変更点 >

①利用できる対象範囲を拡大します！

地区住民の利用に加え、今後は、民間企業なども利用できるようになります。

②使用料がかかる場合があります！

地区住民や営利を目的としない団体等が地域活動や社会教育活動を行う場合は、無料です。
上記以外の目的での使用や民間企業の使用、営利目的で使用する場合などは、有料になります。

③地区住民は優先予約ができます！

地区公民館を地域のさまざまな活動の拠点施設として利用いただくため、地区住民は、使用日の1年前から予約できます。民間企業や地区外住民が使用する場合は、使用日の1か月前から予約できます。

< 使用区分 >

No.	区分	使用料	受付可能期間
1	地区の住民が、地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用日の1年前
2	地区外の住民・営利を目的としない団体が、地域活動・社会教育活動で使用		有料
3	個人・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動以外で使用	有料 (2倍)	
4	民間企業の使用、個人・営利を目的としない団体が営利目的で使用		

※使用料が有料となる場合(上記3と4)、予約前に協働推進課が使用内容等を事前確認します。

有料となる場合の手続きなど詳細につきましては、4月1日以降の鳥取市公式ウェブサイトをご確認ください。

【問い合わせ・連絡先】

「瑞穂地区まちづくり協議会」事務局
瑞穂地区公民館
電話：82-2206 FAX：82-2262